



① 大メコン圏(ミャンマー・カンボジア・ラオス・ベトナム・タイ)の中のミャンマー

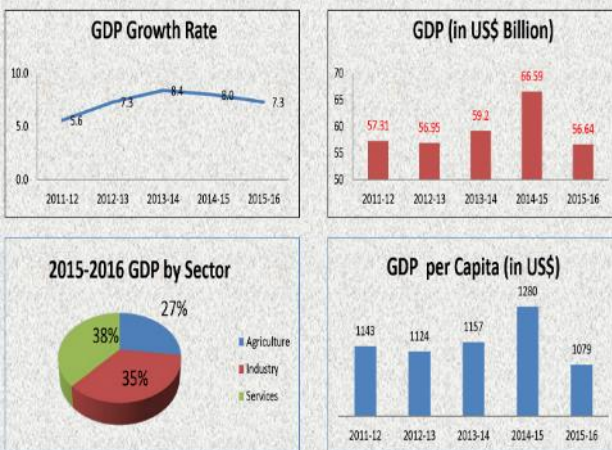
2017年9月の「大メコン圏開発プログラム第20回関係会合・関連会合」では、146件の投資案件、76件の技術協力案件からなる総額635億ドルのプロジェクトを、2018年から2022年までに順次実施していくとされた。



面積	68万KM2(日本の1.8倍)
人口(2014年9月) (ミャンマー入国管理・人口省発表)	5,141万人
通貨(ミャンマーチャット=MMK) (2017年10月27日時点)	1 USD = 1,374.90 MMK 100 日本円 = 1,205.46 MMK
気候	夏期(3~5月)、雨期(6~10月)、 冬期(11月~2月)
公用語	ミャンマー語
首都	Nay Pyi Taw(ネピド=王の都の意)
民族構成	ビルマ族約69%で135民族が居住
実質GDP成長率(2017年度予測)世界銀行	7.5%
GDP/人(2016年度)IMF推定	1,269US\$
消費者物価上昇率(2016年度)IMF推定	6.9%
外貨準備高(2016年)	46億US\$
失業率(2016年度)IMF推定	4.0%
ミャンマー日本商工会議所(2017.10末)	367社
在留邦人数(2017年2月現在)	2,370人
ヤンゴン日本人会会員数(2017.10末)	1,107人
在日ミャンマー人数(2016年6月)	外国人登録者数 15,912人

出所:外務省、JETRO等 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/>
https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/stat_01.html

ミャンマーの経済環境



出所:日本アセアンセンタ
http://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/2017/09/4_Invest-in-Myanmar_EEK_updated_20170925.pdf

地理的優位性(ダウエイ深海港開発予定)



- ①ダウエイ(深海港開発予定)⇔バンコクの陸路(約300km)
 - ②マラッカ海峡を経由せずにインド洋へ出る海路
- 出所:日経BP2012年2月21日

投資関連コスト(ヤンゴン)

賃金	製造業	一般工	2017/1/5 US\$月額	US\$年間
賃金	製造業	一般工	124	2,167
		中堅技術者	272	3,660
	非製造業	マネージャー	694	9,922
		一般職	350	5,236
賃与	法定最低賃金	2.62/日/US\$	最低賃金法2015年8月28日制定	
	賞与	基本給与の1.18ヶ月分		
社会保険負担率(雇用者)	~60歳7%/60歳超7.5%(社会保障法2014年4月1日施行)			
	社会保険負担率(雇用者)	~60歳7%/60歳超7.5%(社会保障法2014年4月1日施行)		
地価	工業団地 購入	外国法人、個人の土地購入は不可		
	工業団地 レンタル	0.45 US\$/m ²	ミンガラドン工業団地	
税制	法人所得税	25%		
	個人所得税	0~25%(累進課税)		
	付加価値税(商業税)	5%(標準税率)		
	ロイヤルティ送金課税	max20%		

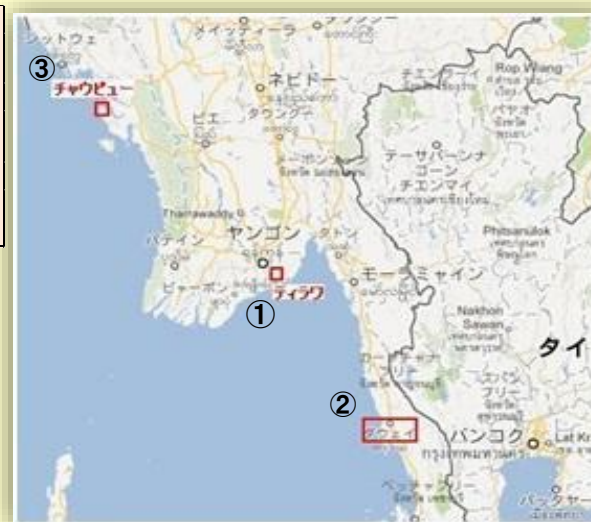
(出所)ジェトロセンサー 2017.5月号...2017年1月時点

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

② ビジネスには現地拠点が求められる!

ティラワ経済特区の予約契約締結済企業数は85社(日系企業43社)。69社が着工済みで、その内34社が操業開始済み。(2017年9月14日現在)

- ①ティラワ経済特区
日本がリード。ミャンマー初の国際水準インフラ整備の工業団地
- ②ダウエイ経済特区
南部経済回廊のミャンマー側終着点。日本も参加して深海港を開発予定
- ③チャウピュー経済特区
中国がリード。ASEANからインド・中東・欧州へと抜ける玄関口。



ティラワ経済特区とは!

- ①ヤンゴン市から南東23KMの近郊
- ②総面積は約2,400ha(山手線の約40%)。その中の ZONE-A地区約400haを先行開発中。発電所(50MW)完成済、変電所(300KVA)・送電線(230KV/33KV)2017年10月頃に完成予定
- ③ティラワSZE管理委員会ワンストップサービスセンターの設置*会社設立前後の諸手続きの総合窓口
- ④ティラワ経済特区(SEZ)のミャンマー側持ち株会社であるミャンマー・ティラワSEZホールディングス(MTSH)は、ヤンゴン証券取引所(YSX)に株式を上場済み。

【工業団地のチェックポイント】

- ①電力供給は安定しているか
- ②工業用水は十分か、水質は大丈夫か
- ③電話回線、ネット通信は大丈夫か
- ④地盤や排水処理能力は大丈夫か
- ⑤周辺の隣接施設(銀行、日本食など)は充実しているか

2)現地状況のチェックはミャンマーの国際展示会で!

	<p>MYANAUTO 2017 Expo 2017年11月17日~2017年11月19日 ヤンゴン</p> <p>自動車、自動車部品、サービス用品、自動車装備品、自動車用電子機器</p> <p>http://www.myanauto.com/</p>		<p>MYANBUILD'17 - Myanmar International Building & Construction Industry Show 2017年11月30日~2017年12月02日 ヤンゴン</p> <p>代替エネルギー、環境・給排水管理、空調・照明、建築技術、建築材料、デザイン設計、建設機械・機器</p> <p>http://www.myanbuild.net/</p>
	<p>Myanmar Medical-Pharma, Healthcare & Cosmetics 2018年05月09日~2018年05月11日 ヤンゴン</p> <p>医療機器、手術装置、歯科設備、病院機器、臨床診断装置、消毒・滅菌機器、整形外科機器、ステント、歩行支援、医薬品、食品サプリメント、遠隔医療、病院管理サービス、SOS医療避難</p> <p>http://myanmar-medical-expo.mitamyanmar.com/</p>		<p>FOOD & HOTEL Myanmar 2018 2018年06月06日~2018年06月08日 ヤンゴン</p> <p>飲食、ホテル、レストラン、ベーカリー&食品サービス機器、用品、サービス</p> <p>http://www.foodandhotelmyanmar.com/FHMvyanmar/2018/</p>

出所:<http://www.jetro.go.jp/j-messe/tradefair/>

(注):当商談会マニュアルは2017年10月末現在のもので、情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。



1【2016年の貿易】
輸出117億ドル(前年比2.1%増)輸入157億ドル(同6.8%減)と、貿易総額は274億ドル(同3.2%減)になり、輸入が減少したことで貿易赤字は同25.6%減の40億ドルに縮小した。

1)ミャンマー国の貿易状況(国別)

Table showing trade status of Myanmar by country from 2011 to 2016. Columns include year, amount (100 million US\$), and percentage change.

出所【JETRO ミャンマー統計】
https://www.jetro.go.jp/ext/images/world/gtir/2017/12.pdf

Table showing trade status of Myanmar by product category from 2011 to 2016. Columns include year, amount (100 million US\$), and percentage change.

2)ミャンマー国の貿易状況(品目別)

Table showing trade status of Myanmar by product category from 2011 to 2016. Columns include year, amount (100 million US\$), and percentage change.

Table showing trade status of Myanmar by product category from 2011 to 2016. Columns include year, amount (100 million US\$), and percentage change.

2 輸出取引に進むなら、ここにご留意ください！

1)事前の確認事項
輸出をする個人および企業は最初に貿易業の会社設立(確保)が必要で、ミャンマー現地企業に限定されている。ただし商業省の2015年11月11日付通達より、ミャンマー企業との合併企業に限り、肥料、種、殺虫剤、医療機器の4品目について解禁、さらに2016年6月には建築資材の輸入も認め(2016年6月7日付商業省大臣官房通知第56号)...

【輸出ライセンス制度】
輸出を行うには、輸出の都度、【輸出ライセンス取得】した上で、【輸出通関】する必要がある。ライセンスの有効期限は3ヶ月。期限後の申請は認められず、法規則に従わなかった申請者は輸出入業者登録証を取り消される。
【輸出ライセンス取得に必要な書類】
①申請書(会社のレターヘッド付きのもの)
②申請書(6チャットの収入印紙のあるもの)
③プロフォーマ・インボイス
④販売契約書、⑤関係省庁からの推薦状
⑥企業登記証、⑦輸出入者登録証
⑧UMFCCI会員登録証
⑨代表者カード
(ライセンス申請登録者のカード)

【輸出ライセンスの審議機関】
申請受理: 商業省貿易局(*)
↓
審議: 輸出入調整委員会(EICC)
(Export Import Coordination Committee)
貿易局の課長レベルの委員会
↓
輸出入監督委員会(EISC)
(Export Import Supervisory Committee)
貿易関連の4閣僚の委員会
CMPの輸出入ライセンスは、EICCの審議で完了。ただ、通常書類に加えて第一工業省の承認状(approval letter)とCMP Steering Committeeの承認状をそろえる必要がある。

【委託加工ビジネス】
ミャンマーではCutting, Making&Packing(CMP)と呼ばれる。労働集約的にミャンマーでつくったものを日本に戻すビジネスモデルである。CMP型で企業登記すれば、原材料の輸入免税が受けられる。日本企業の場合、代表的な製品は衣類、靴。近年はデジカメのレンズなども委託加工されている。
*商業省: 国家の通商・経済政策を実施する主要な政府機関。輸出入ライセンス、輸出入許可書の発行、一時的な輸出入過程のための営業許可や包括輸入許可書を管轄している

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

【輸入の規制緩和】

【輸入ライセンス品目はネガティブリストに】
ミャンマーでは輸入者が税関で申告し税金を支払うことで輸入手続きが簡素化されるなど、規制緩和方向にある。商業省は2016年7月には267品目の輸入ライセンスを免除。2017年6月には航空機材関連の31品目について、輸入ライセンスを不要とする通達(No.37/2017)を出した。(HSコード2710(燃料関連)、3403(調製潤滑剤など)、4012(タイヤなど)、8407(航空機用エンジンなど))

【無税となった物資の一覧】
①肥料②殺虫剤・農薬③農業用の機械・部品④魚、エビ用のエサ、その原料、製品⑤動物、家畜用のエサ、その原料、製品⑥動物、家畜用の薬品類⑦交配用の機材・機器・薬品類⑧ソーラー(インバーター・チャージャー・パネル・コントローラー)⑨レントゲン用(フィルム・撮影用機器、部品、その他医療用機器)⑩病院で使用される機器類、⑪家庭用の薬、医薬品⑫薬品を作るための原料、材料⑬学用品、ノート、スケッチブック、鉛筆等⑭鉛筆用芯⑮ Condom ⑯警備員が使用する物品⑰地方で使用する爆薬、および付帯する物品⑱穀物、植物の種苗⑲防衛省関連の防衛、武器・弾薬、車両その他備品に連関する印刷物⑳海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリー商品㉑大使館ならびに領事館の職員のために輸入される車両㉒防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等㉓CMP事業者の輸入する材料・梱包材㉔エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関ならびに外交官に販売する燃料(2015年2月12日現在)
http://www.jetro.go.jp/ext/images/jfile/country/mm/invest_04/pdfs/mm9C020_kazeihinmoku_hikazeihinmoku_zeiritsu.pdf(ご参照)

【ミャンマー国の知的財産権】

商標や特許は、所有権宣言を保護登録所に登録(3年ごとに更新)し、警告文を新聞紙上で繰り返すことが有効とされています。...固有の法律はなし

Logos for EMS Express Mail Service, DHL, and OCS IEX International Express with their respective website URLs.

①例えばEMSの場合
長さ: 1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。最大重量: 30kg迄
②内容品の合計価格が20万円を超える場合、税関に輸出の申告を行い、許可を得る手続きが必要(代行業者利用可)。

3 お役に立つWEBサイト

Collection of useful websites for trade and business in Myanmar, including Export Control, INPI, and Japan Customs Brokers Association.

(注) : 当商談会マニュアルは2017年10月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万が一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。

【輸出入関税】

【課税標準価格】 輸出... FOB価額
輸入... CIF価額
ただし、課税価格の決定は税関が行う。商業省は品目ごとに適正価格リストを出す。輸入ライセンスをそれに従って申請し輸入するが、市場価格と異なる場合も生じている。

【税金の種類】
輸出: ①輸出関税(前払い法人所得税) FOB×2%
輸入: ①輸入関税 CIF価額×関税率+
CIF価額×2%(前払い法人所得税)
②商業税(CIF+①)×10%

【全ての輸出入貨物に前払い法人所得税】

①ミャンマーの法人税は年度末決算後に支払う純利益の25%。しかし、輸出入貨物に対して、輸入通関時(関税納付時)または輸出通関時に課税価格の2%を前払い法人所得税として徴収される(所管は国税局)。
②ミャンマーと輸出入取引する外国企業には直接的なかわりはないが、地場企業が課税されていることは認識しておきましょう。
なお ODAに関わる無償貨物や個人名で輸入する自動車などは対象外となっている。

Table listing EMS/DHL delivery destinations in Myanmar, including cities like Ahlone, Bahan, Botataung, Dagon, etc.

Information about trade insurance and support for international expansion, including logos for JCCI and SWBS.

中小機構CEO商談会活用マニュアル【ミャンマー進出・投資編】



1 海外からの投資状況：新投資法による手続きの影響で前年比約3割減！

【国別】	2015年度		2016年度		金額 構成比
	件数	金額	件数	金額	
シンガポール	55	4,247	27	3,821	57.5%
ベトナム	3	5	3	1,386	20.8%
中国	43	3,224	38	483	7.3%
タイ	12	236	10	423	6.4%
香港	23	225	18	214	3.2%
韓国	14	128	11	66	1.0%
日本	25	220	6	60	0.9%
英国	3	75	3	54	0.8%
サモア	0	0	1	22	0.3%
マレーシア	5	257	2	21	0.3%
合計(その他を含む)	213	9,481	138	6,650	100%

シンガポールには租税優位性があり、「シンガポール法人多国籍企業」の投資が多い。

【業種別】	2015年度		2016年度		金額 構成比
	件数	金額	件数	金額	
輸送・通信業	6	1,931	14	3,081	46.3%
製造業	158	1,065	97	1,180	17.7%
電力	2	360	3	910	13.7%
不動産開発	7	729	3	748	11.2%
ホテル・観光業	6	288	5	404	6.1%
畜産・水産業	2	8	4	97	1.5%
石油・ガス	13	4,818	0	0	0
鉱業	1	29	0	0	0
工業団地	1	10	0	0	0
農業	2	7	0	0	0
合計(その他を含む)	213	9,481	138	6,650	100%

出所【JETRO ミャンマー統計】
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtr/2017/12.pdf

輸送・通信業が多いのは外国企業3社による移動体通信事業による。

日本の投資認可の多数は製造業。特に件数ベースでは縫製産業が依然主流、近年は食品・農産物加工系製造業が伸びている

2 現地における投資環境

1)ミャンマーで会社を設立する場合

- * **会社法**に基づく会社か、**外国投資法**に基づく会社かを問わず、投資企業管理局(DICA)に対して所定の申請書と関連書類(会社定款、合弁契約書など)を提出する。
- * 新投資法に基づきミャンマー投資委員会(MIC)許可または是認を得る場合、原則として(MIC)に対しても、所定の申請書および関連書類(賃貸借契約書ドラフトなど)を提出する必要がある。ただし、投資額が500万ドルまたは60億チャット以下の投資は、管区または州に対して申請する。

詳細はJETRO: https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/mm/invest_09/pdfs/mm12A010_kaisyasetsuritsu.pdf を参照ください。

現地で中心的に窓口的役割となる政府機関

- ① **DICA**: 投資・企業管理局
(the Directorate of Investment and Companies Administration)
国家計画・経済開発省傘下で企業投資関連を担当する。
- ② **MIC**: ミャンマー投資委員会
(Myanmar Investment Commission)
外国投資認可プロセスで重要な役割を果たす機関。

海外からの投資にかかわる法律

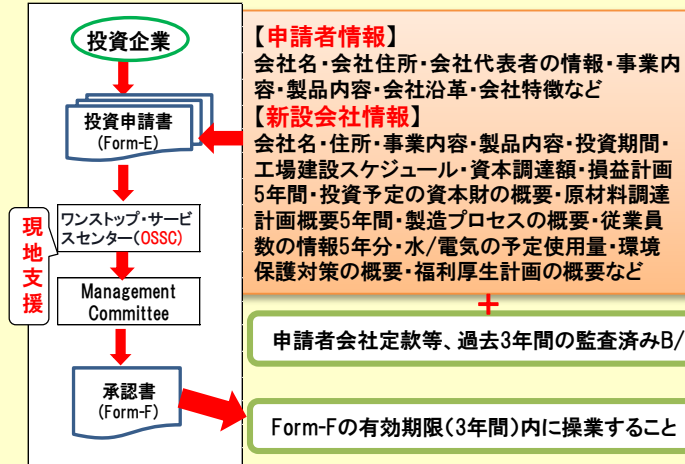
- ① **会社法**: 外国会社の定義改正、営業許可制度の撤廃、配当ルールの明確化、減資時の利害関係者の保護、取締役の義務の明示、子会社保有の許容など。ただし、会社清算、公開会社の資金調達、公開買付などは対象外。
- ② **投資法**: 改正外国投資法と改正内国投資法が2015年12月22日に公布。2016年10月に新投資法が制定され、2017年4月施行。比較的小規模な投資案件については地方政府へ権限委譲される。
- ③ **経済特区法(SEZ法)** ~ まず製品をSEZ内で輸入・販売して市場を確保。その後国内で本格的な設備投資へ~
i) SEZ監視委員会がSEZ内で輸入・販売業務を含む「Trading事業を許可する基準」を明示!
・SEZ内へ輸入後に当該製品の再包装・ラベリング・その他加工を行うか、品質試験・メンテナンス・技術サービスを行うこと
・SEZ内に倉庫を設けること
ii) SEZ内であれば、不動産開発事業(ショッピングセンター)が外資100%による実施を許容!

2)進出の形態

- ① 会社法に基づく現地法人または支店
- ② ① + 投資法に基づくMICの投資許可or是認を得た会社
- ③ ① + 経済特区法に基づく投資許可を取得した会社

- 進出制度上の区分**
- ① 経済特区への進出を希望
→ 関連法: SEZ法と会社法
→ ワンストップサービスセンターで手続き可能
 - ② 特区への進出は不要、土地の長期リースや税制面の恩典が必要
→ DICAで登記(会社法)
MICの許可又は是認(投資法)
 - ③ 特区への進出は不要、土地の長期リース税制面の恩典も不要
→ 関連法: 会社法
→ DICAで登記

【ワンストップ・サービスセンター(OSSC)】
各省庁の機能・権限をティラワ SEZ の一箇所に集約させて、外国企業の投資に必要な手続きをワンストップで対応します。JICA・JETROの専属アドバイザーが、30日以内で投資申請から承認書取得できるように、**現地支援** に応じています。



ミャンマーの新投資法

2017年4月より施行された新しい投資法は、旧ミャンマー内国投資法と旧外国投資法を統合し、かつ、全ての投資を規律する統一法として制定された。これによりミャンマー当局の恣意的な運用に悩まされずに、「投資法を見れば投資規制が分かる」という仕組みが導入された。

外資規制

- (1) 外国投資家参入禁止事業 (12事業分野)
 - (2) 合弁強制業種 (22事業分野)
 - (3) 監督官庁の許可が必要な業種 (126事業分野)
- 詳細は下記を参照ください。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/mm/invest_02/pdfs/mm7A010_MIC15-2017.pdf

土地長期リースや税制上の優遇措置

新投資法では**MIC許可**は特に重要な事業に必要とされる許可であると整理された。また土地長期リースや税制上の優遇措置はMIC許可とは関係なく、**MIC是認**を得て与えられるようになった。

税制上の優遇措置は、投資促進業種(MIC告示で定められた業種)への投資のみ。また、**法人所得税の免税**は、**低開発地域には7年、中間的な地域は5年、ヤンゴンのような開発が進んだ地域は3年**となった。

合弁契約交渉に当たってのポイント

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

【製造技術許諾及び技術援助契約】
: 製造技術許諾の範囲など
【機器供給契約】: 供給範囲、価格、納期など
【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
【人員派遣契約】: 派遣者の取扱、供給など
【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

3) 資金

【資本金の送金】

ミャンマーに外貨を持ち込む外国人投資家には、外国為替取扱銀行(国営3行、民間24行、外国銀行支店13行)での外貨口座の保持が認められる。資本金送金の際は、民間銀行の活用が増えている。

【資金調達】

2017年8月25日現在、日本のメガバンク3行を含む外国銀行13行に支店の許可が付与され、当該支店からの資金調達が外国企業に認められるようになった。

【貿易外取引資金】

貿易取引以外の外貨の対外送金については困難を伴っていた。しかし、**2016年10月に成立した投資法**では、すべての外国会社について、新投資法に規定される資金につき、投資許可を得ていない場合でも送金することができることが明記された。

(出所: ジェトロ https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/trade_04.html)

4) 労働

雇用義務

* **熟練技術を必要とする業務**について、ミャンマー国民の雇用義務が存在するのは、**左頁2)進出の形態の②**である。
* **熟練技術を必要としない業務**は、**左頁2)進出の形態の②③**はミャンマー国民のみを雇用しなければならない

最低賃金

2013年7月の最低賃金法に基づき、2015年9月1日より、日給 3,600 チャットにて適用中。

基金の種類	負担率(月給に基づく)	
	使用者	労働者
健康及び社会医療基金 ・加入時の労働者の年齢60歳以内 ・加入時の労働者の年齢60歳超	2% 2.5%	2% 2.5%
障害給付、老齢年金、遺族給付基金	3%	3%
失業給付金基金	1%	1%
社会保障住宅基金		25%以上
労災保険基金	1%	1%

(出所: ジェトロ「ミャンマー労働ガイドブック」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/223c2d44ee0a1d8a/20160156.pdf)

3 投資優遇措置

SEZの特長: ①規制業種が9禁止事業以外定められていない、②外資比率規制がない、③投資申請書の提出から30日以内に認可可否が下される(投資法の場合は平均4~5ヶ月)、④法人税や輸入関税等の減免が手厚い。

インセンティブ	経済特区法	
	Free Zone	Promotion Zone
法人税	事業所得への免税	7年間 / 5年間
	50%軽減税率適用 再投資利益の50%軽減税率適用	翌5年間 / 翌5年間
輸入関税等の免税	建設資材・製造設備の輸入	免税 / 5年間+翌5年間の50%免税
	原材料の輸入免税	免税 / 輸出部分は払い戻しできる
欠損金の繰越期間	5年間	
完成品輸出に用いる原材料の商業税(付加価値税)	免税	免税
輸出に関連する課税	すべて免税	
土地のリース	期間	50年+25年=最大75年
	契約相手方	経済特区マネジメントコミティ

(出所: 日本アセアンセンター
http://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/2017/09/4_Invest-in-Myanmar_EEK_updated_20170925.pdf)

ミャンマー国民の雇用義務

期間	雇用義務
事業開始より2年	全体の25%以上
事業開始より4年	全体の50%以上
事業開始より6年	全体の75%以上

熟練技術を必要としない職種は、ミャンマー国民以外を雇用することはできない。ミャンマー国民の労働者に対して必要な研修を提供しなければならない(経済特区法)

外国人労働者

(出所: 前掲ジェトロ「ミャンマー労働ガイドブック」)
会社は、所定の様式を用いて労働・雇用・社会保障省に対して労働許可書を申請しなければならない(投資法)。経済特区において働く外国人の就労許可はワンストップサービスセンターにおいて発給される(経済特区法)

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

(注): 当商談会マニュアルは2017年10月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行なってください。また、参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。